

苦情申立て書

令和5年1月25日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 由木 文彦 殿

1. 苦情申立て者の住所氏名

住所 〒245-0062
神奈川県横浜市戸塚区汲沢町302

TEL 045-861-7100

商号又は名称 (株)神奈川フェンス土木

代表者名 代表取締役
大関 隆吾輝

2. 苦情申立てに係る措置

競争参加資格停止の期間及び措置対象地域

令和4年12月26日～令和5年3月25日まで（3ヶ月）

地域2（東北支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

3. 苦情申立ての趣旨及び理由

① 苦情申立ての趣旨

競争参加資格停止の理由に誤認があるため処分は無効であり、取り消しを求める

② 苦情申立ての理由

別紙のとおり

4. 苦情申立ての年月日

令和5年1月25日

②苦情申立ての理由

競争資格参加停止の理由の一つは、平成18年8月7日付の「競争参加資格停止等事務処理要領」別表第1事故等に基づく措置基準2（過失による粗雑工事等）に該当するとして「コンクリート板の角欠けや切断による粗雑工事を発生させた」とされましたが、その指摘は違います。当該工事の一部については、管理員の立会検査にあたって補修方法に意見の相違もあって、しゅん功遅れにつながりました。最終的には補修方法などに関して東北支社及び北上管理事務所と協議をし、一部補修箇所についても両方で一致した工法などで完成し、引き渡しをしました。施工途中における、しかも協議が継続している工期内における粗雑工事とは受け入れることができません。

以下、具体的な写真などを示して説明を致します。

- I. 資料1～3の写真はいずれも北上管理事務所から当社に送られてきたものですが、その意味することは良く理解できませんが、推察するに今回の指名停止処分理由にあるコンクリート板の角欠け、切断を証明するために保存されていたものと考えられます。これは事実と異なるものであり、管理事務所の管理員の方にはすでに何度も説明していましたが誤解が解消されていなかったと思えるので改めて説明いたします。また、聞くところによりますと当該写真は東北支社にも送付されていたようです。

資料1の写真は鉄筋がむき出しのコンクリート板についてですが、これは撤去した土留板で本来30cmの板を設置するところに制作遅れが生じ50cmの板を設置したところ不適とされ、撤去要請に応じた際に打設したモルタルを研ったことで鉄筋がむき出しになったものであり、再使用の予定もなく撤去した板を仮置きしただけである。

資料2、3の写真は緩斜面がある遮音壁工事において許容されている手法として傾斜箇所スパンにコンクリート板の一部角欠きは、設置後の補修を前提としてあり得るものです。その際、最低限の接触面を削り落とすことで支柱に嵌め込むことが可能となり強度的にも表面からの美観上も問題がないとの判断から加工したものです。しかし、当工事では不適当な加工であるとのご判断で勾配コンクリート板に差し替えを求められ20枚全数を取り替えに応じました。当然のことですが標準コンクリート板よりも価格が高額であり価格変更の対象のはずですが、標準価格での工事価格とされています。その意味するところは始めから標準スパンとして認識されていたと理解しています。

II. 理由2として「履行遅滞も発生させた」を指摘していますが、この件については、工期内しゅん功が出来なかったとの理由により平成4年11月18日付で違約金（資料5）が課されることになりましたが、措置要件から工期遅延は指名停止要件とは読み取ることができません。そもそも当社としてはすべての責があるとの認識で違約金の支払いを受け入れたものではなく、再三に渡って補修方法の決定を管理事務所に申し入れてきたにもかかわらず明確な理由を示されないまま引き延ばされてきた結果、材料の発注が遅れ工期内しゅん功が不可能になりました。にもかかわらず違約金の支払いに応じた理由は当社にも責任の一端はあることを自覚し、今後自らの戒めとする思いがあったためです。

しかるに今回の指名停止処分の理由の一つともされたことは一事不再理の原則に反するもので1回の問題行為に対し2回の懲戒処分をしたことと同様であり、到底承服できません。明確な処分の根拠を示して頂きたい。

III. 資料4で示した概略平面図は、補修箇所の詳細図で支柱番号10～12、14～16、21～22、39～40は角欠けの補修、26～28は遮音板を標準タイプから勾配タイプに、31～32、36～37は標準タイプを交換したものです。

事実に基づく苦情申立ての内容は以上の通りですが、しゅん功を前にした日程や懸案事項となっていた補修方法書類の不備について、令和4年8月29日、北上管理事務所において、当工事の提出書類の不備と現場の一部の補修方法について協議の場が設けられ、当社は
[redacted] [redacted] [redacted]で現場代理人の3名が出席し、貴社からは東北支社の [redacted] [redacted] 北上管理事務所の [redacted] [redacted]（資料6）ほか数名の方が出席しました。

この場においては特に当社の対応に問題があるような指摘はありませんでした。さらに解決不可能な課題もなく、7/11から再三申し入れてきた補修方法で、残る業務をきちんと仕上げ一日も早くしゅん功するため、双方協力することを確認し合うものでした。

ただし、この日現場施工時は常時立会っていて、補修方法などをめぐって必ずしも現場代理人とじっくりした関係になかった施工管理員が大詰めの大事な場に出席していなかったことに違和感を持ちました。仮に当社の対応に一方的な問題があるならば是非とも直接会って解決したいと思っていたからです。

また、その場においては後日の違約金の請求があり得ることも、まして指名停止の可能性

があり得ることも話題にのぼることは全くありませんでした。また、協議後に[REDACTED]に対し[REDACTED]と[REDACTED]のお二人から事務所の対応にも改善の余地があることを認め、改めて協力し合うことを確認する前向きな話し合いの場でもありました。



R4. 10. 12 : 遮音壁H=5.0m区間の撤去した遮音板
(遮音板のハツリ、鉄筋露出状況)





R4. 10. 12 : 遮音壁H=5.0m区間の撤去した遮音板
(遮音板の角切断)





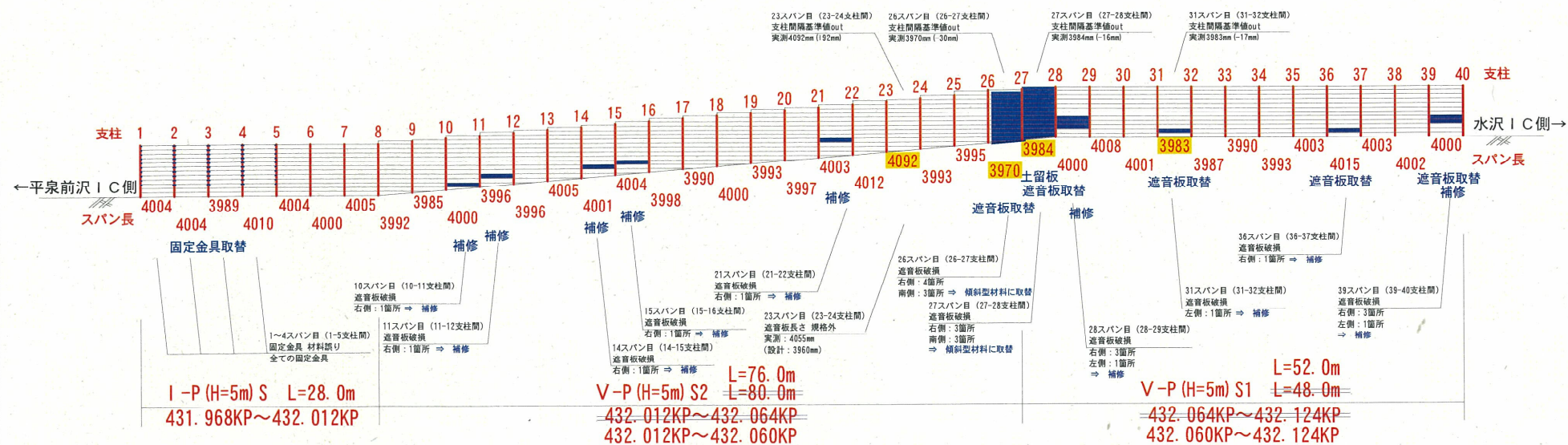
R4. 10. 12 : 遮音壁H=5. 0m区間の撤去した遮音板
(遮音板の切断)



概略平面図 (5m遮音壁)



A 部 詳細図



東高東支技契第203号

令和4年11月18日

神奈川県横浜市戸塚区汲沢町302

株式会社神奈川フェンス土木

代表取締役 大関 隆吾輝 様

東日本高速道路株式会社

東北支社長 田仲 博幸

履行遅延損害金の請求及び精算手続きについて

工事名 東北自動車道 一関～花巻間道路付属物設置工事

令和4年10月7日付け東高東支技契第165号により回答した履行遅延損害金につきまして、下記の金額を請求します。

なお、精算方法について、ご異議がなければ、令和4年11月25日までに承諾書を提出願います。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 遅延損害金請求額 | 金2,145,692円(税抜) |
| 2. 算定根拠 | 別紙のとおり |
| 3. 精算方法 | 工事請負契約書第58条第1項に基づき、当社が貴社に対して支払うべき請負代金額と、貴社が当社に対して支払うべき遅延損害金を相殺して行う。 |
| 4. 相殺後の金額 | 金204,830,308円(税込) |

以 上

東北支社 2名



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

東日本高速道路株式会社 東北支社
仙台市宮城野区榎岡 1-1-1
JR仙台イーストゲートビル 〒983-8477



東日本高速道路株式会社 東北支社
仙台市宮城野区榎岡 1-1-1
JR仙台イーストゲートビル 〒983-8477



北上管理事務所 2名



東日本高速道路株式会社 東北支社
北上管理事務所
岩手県北上市北鬼柳16-73-2 〒024-0072



東日本高速道路株式会社 東北支社
北上管理事務所
岩手県北上市北鬼柳16-73-2 〒024-0072



8月29日(月) 10:00~17:45

(株)神奈川コンクリート 出席者



様式第7号

東高総調第E30号

令和5年2月1日

神奈川県横浜市戸塚区汲沢町302

株式会社神奈川フェンス土木

代表取締役 大関 隆吾輝 様

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 由木 文彦

苦情申立回答書

令和5年1月25日付けで提出された苦情申立てに対して、次のとおり回答します。

1 競争参加資格停止又は警告等の概要

(1) 競争参加資格停止期間又は警告等の内容

競争参加資格停止3ヶ月（令和4年12月26日～令和5年3月25日）

(2) 措置対象地域

地域2（東北支社が所掌する区域）

2 苦情申立ての趣旨及び理由に対する回答

競争参加資格停止の理由に誤認があるため処分は無効であるとして、本件措置の取り消しを求められていますが、本契約において、再三にわたり監督員より現場代理人に対して注意喚起や指示・改善請求をしたにもかかわらず状況が改善されなかったことは、元請負人として施工体制のあり方や現場管理に問題があったと言わざるを得ず、更には、監督員が指摘するまで、設計図書不適合箇所の発見の報告もなく、かつ、遮音壁の支柱間隔の不足・超過やコンクリート板の破損等、設計図書不適合箇所も多数あり、履行遅滞を招く結果となったことは、元請負人としての過失があると判断されるため、「競争参加資格停止等事務処理要領」別表第1措置要件2「過失による粗雑工事等」に該当することから、応じられません。

なお、苦情申立ての理由として、履行遅滞を本件措置の理由の一つにしたことが「一事不再理の原則に反する」などとして承服できないとされていますが、履行遅滞に伴う遅延損害金は契約書の約定に基づき損害賠償としての債務をお支払いいただくものであり、一方で、本件措置は上述の「競争参加資格停止等事務処理要領」に基づき行う措置であって、それぞれ行う理由が異なり、一方を行うことでもう一方ができなくなるという性質のものではありません。

また、苦情申立ての理由として挙げられているその他の事項につきましても、本件措置を取り消す理由にあたるものではありません。

本回答に不服のある場合は、当職宛に、書面により再苦情を申し立てることができます。なお、この再苦情は、東北支社入札監視委員会において審議されるものであります。

再苦情申立ての受付窓口等について

- ・受付窓口 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング
TEL 03-3506-0212
- ・受付期間 上記1(1)競争参加資格停止期間(土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く)の午前10時から午後4時まで